

2024年1月24日

## EU の Corporate Sustainability Due Diligence 指令案の 概要と暫定合意の公表

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 清水 亘 / 弁護士 横井 傑

### Contents

- I. はじめに
- II. CSDDD の概要
- III. おわりに

## I. はじめに

2023年12月14日、EU理事会及びEU議会は、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案(Draft Directive on Corporate Sustainability Due Diligence, CSDDD)について、暫定合意に達したことを公表しました<sup>1</sup>。2022年2月に欧州委員会が指令案を公表して以来、2年近くにわたってパブリックコメントの徴募、欧州理事会とEU議会による審議が行われてきましたが、今回暫定合意に達したことで、指令案の成立に向けた大きな節目を迎えたこととなります。今後はEU理事会とEU議会がこれを正式に採択することで指令が正式に成立し、EU加盟国は指令に沿った国内法の整備に取り組むこととなります。欧州を中心に人権のデューデリジェンス(以下「DD」)を義務付ける動きが加速していましたが、今回の暫定合意により、全てのEU加盟国で人権に加えて環境のDDも義務付けることになるCSDDDの成立が最終段階に入りました。

CSDDDは、一定規模以上の企業に対して人権及び環境のDDを義務化するとともに、制裁や民事責任などに関する規定を定めています。EU域内でビジネスを行う日本企業はCSDDDの直接の適用対象になる可能性があると同時に、対象企業のサプライチェーンに参加する日本企業に対してCSDDDが間接的に適用される可能性もあります。本ニュースレターでは、CSDDDの概要を紹介します。

<sup>1</sup> [EU理事会 2023年12月14日付けプレスリリース](#)、[EU議会 2023年12月14日付けプレスリリース](#)

## II. CSDDD の概要

### 1. 策定までの経緯

人権 DD の先鞭をつけたのは英国です。英国は 2015 年に現代奴隷法を制定し、英国で事業を行っている世界売上高 3,600 万ポンド以上の企業に対して「奴隷と人身取引に関する声明」を毎年開示することを義務付けました。その後、フランスの 2017 年の注意義務法(フランス国内に所在し、フランス国内で従業員 5,000 人以上、または国内外で従業員 1 万人以上の企業に対して人権 DD と環境 DD の実施、開示を義務付け)、2021 年のドイツのサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法(ドイツを本拠地とする企業、ドイツ国内に支店または子会社を持つ企業で、施行初年の 2023 年は従業員 3,000 人以上、2024 年以降は 1,000 人以上の企業に対して人権 DD と環境 DD の実施、開示を義務付け)など、人権 DD・環境 DD を義務付ける法律を制定する EU 加盟国が相次ぎました。公正な競争環境の維持などの観点から、EU における統一的な規制が必要であり、また、一国のみでは人権 DD・環境 DD について適切な対応が困難であるという理由から、EU として規制を導入することが検討されてきました。前述の通り、欧州委員会が CSDDD 指令案を 2022 年 2 月に公表し、その後、同年 12 月に EU 理事会が CSDDD 指令に関する方針を採択、2023 年 6 月に EU 議会が指令の修正案を公表しました。その後、同年 6 月から 12 月まで、欧州委員会、EU 理事会、EU 議会の三者間での調整(trilogue)が行われ、今次の暫定合意に至りました。

### 2. 適用対象企業

人権・環境 DD の実施は事務的・財務的な負担を伴うことから、適用対象企業は一定の規模以上の企業とされており、EU の域内企業と域外企業で異なる要件が定められています。

(1) EU 域内企業については、従業員数が 500 人以上で全世界年間売上高 1 億 5,000 ユーロ以上という要件が課されています。また、従業員数が 250 人以上で全世界年間売上高 4,000 万ユーロ以上の企業のうち、人権・環境の点から高リスクとされる繊維、衣料、林業・漁業、鉱業、食品製造・農産物取引及び建設業の売上高が 2,000 万ユーロ以上の企業も対象となります。約 13,000 社が該当します。

(2) EU 域外企業については、EU 域内の年間売上高が上記の基準を超える場合に適用対象となります。ただし、域外企業については 3 年間の猶予が認められます。約 4,000 社が該当します。なお、適用対象となる域外企業のリストが公表される予定です。

(3) 金融業界(銀行、証券、保険会社など)については、CSDDD の策定過程でこの業界を人権 DD の適用対象とすることは過大な負担を求めることになるとの議論がありました。公表された暫定合意では金融業界は適用除外とされましたが、今後の影響評価の結果次第では、見直しが行われる可能性があると考えられています。他方で、金融業界であっても環境 DD の適用対象とされています。

### 3. DD の範囲と内容

本公表によれば、CSDDD は「児童労働、奴隷制、労働搾取、汚染、森林伐採、過剰な水消費、生態系へのダメージなど、人権と環境に対する悪影響を軽減する企業の義務」を規定しています。そのため、「企業は、生産、供給、輸送・貯蔵、設計、流通など、自社及び自社の川上・川下のパートナーが人や地球に与える負の影響を特定し、評価し、防止し、軽減し、停止し、是正しなければならない」とされ、川上だけでなく川下も含ん

だバリューチェーン全体がDDの対象となっています。したがって、上述の(2)①及び②に該当しない日本企業であっても、該当する企業と取引関係があるなど、サプライチェーンに参加している企業は、適用対象企業の人権・DDが義務付けられる場合、対象企業には以下の DD 義務が課されます。人権に関しては国連のビジネスと人権に関する指導原則<sup>2</sup>が提唱する内容に沿った義務です。環境についても同様の DD の実施が求められ、その事業活動が地球温暖化を 1.5°Cまでに食い止めることを目指すべきとされます。

#### (1) 人権・環境方針の策定

企業が人権を尊重し、環境保全に努め、全社的に体制を整えて DD を実施することを方針として掲げることが求められます。人権・環境方針は全てのステークホルダーに周知されなければなりません。

#### (2) 人権・環境に対する負の影響の特定と評価

企業は、自社グループの事業やバリューチェーンにおける潜在的・現実の人権・環境への負の影響を特定し評価することを求められます。人権・環境への負の影響のリスクが最も大きい分野を特定し、これを優先的に取り上げることになります。

#### (3) 潜在的な負の影響の防止、現実の負の影響の停止・最小化

企業は、人権・環境に対する潜在的な負の影響を防止すること、防止できず負の影響が現実には生じた場合には速やかにその停止・改善を図るとともに、ステークホルダーとの対話を通じて負の影響の防止・是正を図らなければなりません。事業活動が人権・環境に及ぼすあらゆる負の影響に同時かつ完全に対処することは難しい場合もあります。優先順位を付けて、最も深刻な人権への影響から是正・軽減に努めることになります。なお、バリューチェーンの川下・川上企業との契約では、企業の人権・環境方針とそれに基づく行動規範、及び必要に応じて防止・是正の行動計画を規定することが必要とされています。欧州委員会はモデル条項を公表すると規定されているため、実務ではこの条項を参照することになります。なお、契約の解除は最後の手段であり、企業は極力契約関係を維持しながら相手先に人権・環境の負の影響の防止・停止・改善を求めていくことが求められます。

#### (4) 苦情処理メカニズム

企業は、自社グループで、または複数の企業と合同で、人権・環境に対する負の影響を受けた個人や地域社会が申し立てる実効的な苦情処理のメカニズムを設け、運営することを求められます。

#### (5) モニタリング

企業は、自社の人権・環境 DD の取組みを定期的に振り返り、その実効性を評価することが必要です。対策が不十分な場合は人権・環境 DD プロセスを改善することが求められます。社内の関連部署(自社の従業員関係⇒人事部門;取引先関係⇒調達部)が担当しますが、経営層がモニタリング結果の進捗状況を確認し、得られた教訓を全社で共有できるよう体制を整備することが大切です。

#### (6) DD 結果の公表

企業は、人権・環境 DD の結果を外部に公表し、説明責任を果たすことが求められます。公表の方法としては、年次のサステナビリティ報告書や統合報告書などでの公開、ホームページでの公表などがあります。負の影響を受けたステークホルダーに確実に情報が伝わるようにしなければなりません。

---

<sup>2</sup> [https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

#### 4. 違反に対する制裁・民事責任

本公表によれば、CSDDD の違反は企業名の公表や罰金の対象になります。罰金は当該企業の全世界売上高の 5%が上限とされています。

なお、EU の各加盟国は、CSDDD の義務の遵守状況をモニタリングするための政府機関を設ける予定です。同機関には、CSDDD の違反を調査し、上記の制裁を科す権限が与えられるとされています。

企業に CSDDD の義務違反があった場合、企業は負の影響を受けた当事者に対して、民事上の損害賠償責任を負うとされています。本公表によれば、かかる民事上の損害賠償責任の時効は 5 年とされています。それと同時に、CSDDD の義務を順守する企業に対しては、政府の契約・コンセッションの応募資格が認められるというインセンティブが用意される見込みです。

### III. おわりに

本公表によれば、EU 加盟国は今後、企業の人権・環境 DD 義務について、その内容や基準、関連する欧州委員会のガイダンスやステークホルダー向けの情報を提供するポータルサイトを作成する予定とのことです。

CSDDD は EU 加盟国全域に及ぶこととなります。今後は、本指令案を EU 理事会と EU 議会が採択すれば、早ければ年内にも本指令案は正式に指令として発足し、EU 加盟国は国内法で指令を実施するための必要な措置を講じることとなります。EU 域外企業には指令発足後 3 年の猶予期間が認められていますが、前述の通り、EU 域内企業のバリューチェーンに関与する日本企業は当該域内企業の人権・環境 DD の一環として直ちに人権・環境 DD を求められる可能性があります。

CSDDD は、このように日本企業にも大きな影響を与えることが必至です。EU レベルの立法過程及びそれを受けての各加盟国の法整備の動向に引き続き注視する必要があるとともに、CSDDD の適用可能性のある日本企業は、猶予期間を待たず、直ちに人権・環境 DD への取り組みを開始することが必要といえるでしょう。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 中川 淳司 ([junji.nakagawa@amt-law.com](mailto:junji.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 清水 亘 ([wataru.shimizu@amt-law.com](mailto:wataru.shimizu@amt-law.com))  
弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)